

○雲仙市千々石農産物直売所の管理運営に関する事務取扱要領

平成30年7月9日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、雲仙市千々石農産物直売所の管理運営に関する規則(平成27年雲仙市規則第37号。以下「規則」という。)第13条第7項に規定する直売所の施設の原形の変更(以下「原形変更」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(原形変更の範囲)

第2条 原形変更は、雲仙市千々石農産物直売所(以下「直売所」という。)の施設又は設備の管理に必要な範囲内において、直売所の既存の施設又は設備の原形に変更を及ぼす模様替え、追加工事等又は除却をすることをいい、次に掲げる場合を除く。

- (1) 直売所の敷地内に建物を新築し、又は増築する場合
- (2) 直売所の施設又は設備の大部分について原形変更を行う場合
- (3) 原形変更によって、容易に原形に復旧することが困難となる場合

(原形変更の承認)

第3条 市長は、規則第13条第7項に規定する申請を受けた場合において、当該申請に係る原形変更が特にやむを得ないと認めるときに限り、当該原形変更を承認するものとする。ただし、当該申請をする者が、原形変更承認に付する条件を履行する能力を有しないと認めるときその他不適当と認めるときは、承認しない。

2 前項の規定による承認の通知は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領(平成17年雲仙市訓令第18号)第11条第2項の規定を準用する。

(特例)

第4条 市長は、特別の事情によりこの訓令の規定によることが著しく困難又は不合理と認めるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。